

第75号議案

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成26年12月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

退職手当の調整額の引上げを行うため提案する。

## 蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第2号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。